



2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 セレンディップ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼CEO 竹内 在
(コード：7318 東証グロース)
問合せ先 取締役CFO 北村 隆史
(TEL 052-222-5306)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」の一部訂正について

2025 年 6 月 25 日付で公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」提出後に、記載内容の一部に誤りがあることが判明したため、これを訂正するものです。

2. 訂正の内容

訂正箇所は、「1. 発行の概要（4）発行総額」及び「2. 発行の目的及び理由」です。
訂正箇所には下線を付して表示しています。

【訂正前】

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 23 日
(2) 発行する株式の種類 及び数	当社普通株式 13,114 株
(3) 発行価額	1 株につき 3,185 円
(4) 発行総額	<u>41,714,100 円</u>
(5) 割当予定先	当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 3 名 2,960 株 当社の監査等委員である取締役 (社外監査等委員である取締役を除く。) 1 名 63 株 当社の執行役員 7 名 4,251 株 当社の従業員 56 名 5,840 株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年6月25日開催の当社第20回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、将来の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、また、当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。以下、「対象監査等委員である取締役」という。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役及び対象監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、対象取締役については年額20,000千円以内、対象監査等委員である取締役については年額10,000千円以内として設定すること、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は、対象取締役については15,000株、対象監査等委員である取締役については15,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年以上で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会及び当社の監査等委員会の協議により、2025年7月23日から2028年7月22日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役3名、対象監査等委員である取締役1名、当社の執行役員7名及び当社の従業員56名（以下、総称して「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計41,714,100円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式13,114株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

【訂正後】

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年7月23日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 13,114株
(3) 発行価額	1株につき3,185円
(4) 発行総額	<u>41,768,090円</u>
(5) 割当予定先	当社の取締役 （監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3名 2,960株 当社の監査等委員である取締役 （社外監査等委員である取締役を除く。） 1名 63株 当社の執行役員 7名 4,251株 当社の従業員 56名 5,840株

3. 発行の目的及び理由

当社は、2025年6月25日開催の当社第20回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、将来の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、また、当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。以下、「対象監査等委員である取締役」という。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役及び対象監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、対象取締役については年額20,000千円以内、対象監査等委員である取締役については年額10,000千円以内として設定すること、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は、対象取締役については15,000株、対象監査等委員である取締役については15,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年以上で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会及び当社の監査等委員会の協議により、2025年7月23日から2028年7月22日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役3名、対象監査等委員である取締役1名、当社の執行役員7名及び当社の従業員56名（以下、総称して「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計41,768,090円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式13,114株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

以 上